

平成22年4月1日
地方独立行政法人秋田県立療育機構規程第5号

地方独立行政法人秋田県立療育機構職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人秋田県立療育機構就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第2項に基づき、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）に支給する給与の決定及び支払い等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与の決定及び支払い等に関し、この規程に定めのない事項については、秋田県が制定する条例及び当該条例の規定に基づき秋田県人事委員会が定める規則並びにこれらの規定に基づいて秋田県知事が定める細目において定める給与の決定及び支払い等の手続等の例による。

(給与)

第3条 この規程で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給料)

第4条 給料は、就業規則第11条、第14条及び第15条までに規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に係る勤務の対償として職員に支給する。

(給与の口座振替による支払)

第5条 給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

(給与からの控除)

第6条 前条の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項に基づく協定により給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して給与を支払うものとする。

(給料表)

第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表(別表第1)

(2) 医療職給料表(別表第2)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

(3) 技能職給料表(別表第3)

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4に定める級別標準職務表(以下「級別標準職務表」という。)のとおりとする。

(初任給の基準)

第8条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

- 2 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長が別に定める基準に定める資格を有していること。

ア 事務職給料表の職務の級六級、七級及び八級

イ 医療職給料表(1)の職務の級三級及び四級

ウ 医療職給料表(2)の職務の級六級

エ 医療職給料表(3)の職務の級六級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について別表第5に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定める資格を有していること。

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第9条又は第10条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等(学歴免許等の資格については、別表第7に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。)の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

- 4 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 5 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して、別表第9に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号

数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

- 6 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、理事長が別に定めるところにより号給を調整することができる。
- 7 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前項の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。
 - (1) 国家公務員及び地方公務員
 - (2) 他の一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に規定する一般地方独立行政法人をいう。)に常時勤務する職員
 - (3) 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者
- 8 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある医師等の職に職員を採用しようとする場合で、第6項の規定による場合にはその採用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。
- 9 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第2項第1号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第6項から前項までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。
- 10 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。
- 11 第3項から前項までに規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

(昇格)

- 第9条 職員を昇格(職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第9に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。
- 2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

- 第10条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
 - 3 理事長は、前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

- 第11条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。))にあつては、1号給)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定め基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別の場合の昇給)

- 第12条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がいの状態となった場合等、その他特に必要があると認められる場合には、昇給をさせることができる。

(復職時等における号給の調整)

- 第13条 休職又は休暇のため勤務しなかつた職員が復職し、若しくは再び勤務するに至つた場合において他の職員との権衡上必要があると認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給)

- 第14条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとする。
- 2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。
- 3 給料の調整額(第16条第3項に規定する給料の調整額をいう。)、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当については、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当

は一の給与期間の分を翌月の給料支給の日までに支給するものとする。

- 5 特殊勤務手当のうち手当の額が月で定められているものは、前項の規定にかかわらず、給料の支給方法に準じて支給する。

(新たに職員となった者等の給料の支給方法等)

第15条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、昇給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から就業規則第16条に規定する休日及び同規則第17条に規定する週休日（以下「休日等」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第16条 理事長は、職員のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にあることにより、第4条に規定する給料表を適用することが適当でないと思えられる職にある職員に対しては、その特殊性に基づき、給料を調整することができる。

- 2 給料の調整を行う職は、別表第10に定める給料の調整に係る適用区分表（以下「適用区分表」という。）の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 第1項の規定に基づき調整される額（以下「給料の調整額」という。）は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて、別表第10の2に定める調整基本額表（以下「調整基本額表」という。）の調整基本額欄に掲げる額（その額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 4 給料の調整額は、その調整前における給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の2.5をこえてはならない。
- 5 第3項の規定による給料の調整額が、秋田県人事委員会規則7-2「給料の調整額」の一部を改正する規則（平成18年4月1日施行）の施行日前日の給料の調整額（附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該調整額に $\frac{100}{100}$ 分の99.76を乗じて得た額）に達しない職員にあつては、平成22年3月31日までの間、第3項の規定による給料の調整額のほか、施行日前日の給料の調整額と第3項の規定による給料の調整額との差額に相当する額に、 $\frac{100}{100}$ 分の2.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。なお、この項における職員には、平成18年4月1日以降に秋田県職員及び地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。

(管理職手当)

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び区分は別表第11のとおりとし、支給額は別表第11の2に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定による管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 100 分の 25 を超えてはならない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない。
- 5 第28条及び第29条の規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。
- 6 第2項の規定による管理職手当の額が、秋田県人事委員会規則7-3「管理職手当」の一部を改正する規則(平成19年4月1日施行)の施行日前日の管理職手当の額(附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該管理職手当の額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額)に達しない職員にあつては、平成23年3月31日までの間、第2項の規定による管理職手当の額のほか、施行日前日の管理職手当と第2項の規定による管理職手当との差額に相当する額に次に掲げる期間の区分に応じ、定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。なお、この項における職員には、平成19年4月1日以降に秋田県職員及び地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。
 - (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100 分の 50
 - (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100 分の 25

(初任給調整手当)

- 第18条 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職として新たに採用された職員に対して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
 - 3 初任給調整手当を支給する期間の区分及び支給額は、別表第12に掲げるとおりとする。
 - 4 第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
 - 5 その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者

が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮し、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料月額及び給料の調整額の月額(以下「給料の月額」という。)、並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県及び法人が設置する公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)

(2) 第23条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県及び法人が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具及び自転車その他理事長がこれに準ずると認めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車（自動二輪車を除く。）を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第13の表に掲げる額

イ 自動車（自動二輪車を除く。）以外の交通の用具を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第13の表に掲げる額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が別に定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）が40,000円を超えるときは、

支給単位期間につき、40,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が40,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、40,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月(前項の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌月)の給料の支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

- 第23条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
 - 3 理事長が別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 放射線取扱手当
- (2) 夜間看護等手当

(放射線取扱手当)

第25条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したとき（月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第8条第2項及び第3項（ただし書を除く。）に規定する測定方法により測定した場合に100マイクロシーベルト以上であった場合に限る。）に支給する。

- (1) エックス線その他の放射線を照射する作業
- (2) 前号に掲げるもののほか、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第1条第1号に規定する管理区域内、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の16第1項に規定する管理区域内若しくは電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において行う同令第2条第3項に規定する放射線業務、これらの管理区域に一時的に立ち入る作業又は同令第7条第1項に規定する緊急作業

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した月1月につき7,000円とする。

(夜間看護等手当)

第26条 夜間看護等手当は、看護師若しくは准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる看護等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,500円
- (2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,000円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,100円

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第28条 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間外に勤務した勤務の時間が一箇月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第33条の規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときには、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分150（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、その割合に100分25を加算した割合）を減じた割合を乗じた額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

4 前各項の規定にかかわらず、理事長が定めるところによりあらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間(以下「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く)に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第29条 就業規則第18条第1項第2号及び3号に規定する休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第31条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

- 2 宿日直手当の額は、入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務1回につき、20,000円とする。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。また、その勤務が行われる時間が、勤務が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日で退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、当該各号に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第32条 第17条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の理由により、休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、第17条第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額(ただし当該勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

- ア 別表第11の規定による区分が2種 10,000円
- イ 別表第11の規定による区分が3種 8,000円
- ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 6,000円
- エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 4,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額

- ア 別表第11の規定による区分が2種 5,000円
- イ 別表第11の規定による区分が3種 4,000円
- ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 3,000円
- エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 2,000円

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第33条 勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額合計額を1箇月の平均所定労働時間数で除した得た額とする。

- (1) 給料
 - (2) 初任給調整手当
 - (3) 地域手当
- 2 前項の1箇月の平均所定労働時間数は、当該年度の総日数から、当該期間中における休日等の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。

- 3 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務時間の計算)

第34条 第27条に規定する給与の減額の基礎となる勤務しない時間数並びに第28条から第30条までに規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間における全時間数(時間外勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数)とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、給与の減額については当該全時間又は端数を切り捨て、その他のものについては当該全時間又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第37条においてこれらの日を「支給日」(これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(第40条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の132.5を乗じて得た額(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。第37条において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の97.5、12月に支給する場合においては100分の112.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別表第14で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月

額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮し、同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当の不支給)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第77条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条第2項の規定により解雇された職員(同項第3号に該当して解雇された職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮こ以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第37条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、理事長に対し、取消しの理由を明示した書面で、その取消しを申し立てる

ことができる。

- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

- 第38条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第35条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第51条第2第3号の規定により解雇され、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合(第4項において「期間率」という。)に職員の勤務成績による割合(第5項において「成績率」という。)を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の80(特定幹部職員にあつては、100分の100)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
 - 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第15に定める割合とする。
 - 5 成績率は理事長が定めるものとする。
 - 6 第36条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4

項中「前項」とあるのは、「第38条第3項」と読み替えるものとする。

- 7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第38条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第39条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次項において「基準日」という。)において秋田県内に在勤する職員(理事長が別に定める職員を除く。)に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
17,800円	10,200円	7,360円

- 3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職者の給与)

第40条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が、結核性疾患にかかり同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が、同規則第40条第1項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が同規則第40条第1項第3号及び第4号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項による支給日に、当該

各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「前条第一項」とあるのは、「第40条第6項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第41条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(補則)

第42条 この規程に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(法人移行職員等に係る給料の決定)

- 2 地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項及び地方独立行政法人秋田県立療育院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例（平成22年秋田県条例第1号）第1条の規定により秋田県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表
医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
医療職給料表（2）	医療職給料表（2）
医療職給料表（3）	医療職給料表（3）
現業職給料表	技能職給料表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

(平成18年度の給料切替えに伴う経過措置)

- 4 法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者のうち、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年秋田県条例第5号)の施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額について、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)の3分の2に相当する額を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額の3分の1に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

- 5 前項の規定による給料を支給される職員に関する第16条第4項及び第35条第4項(38条第6項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第16条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前項の規定による給料の額(以下「差額相当額」という。)との合計額」と、第35条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額との合計額」とする。
- 6 第6項の規定により、差額に相当する額を給料として支給される職員のうち、給料月額と差額相当額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第17条第3項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項中「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「当該職員の給料月額と差額相当額との合計額」とす

る。

- 7 理事長が別に指定する職員の平成22年6月に支給する期末手当の額は、第35条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。
- 8 理事長が別に指定する職員の平成22年6月に支給する勤勉手当の額は、第38条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する勤勉手当基礎額に勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。(第38条第2項の改正)

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。(別表第13自動車等使用者の通勤手当の月額の改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第33条第1項及び第38条第2項の改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額、地域手当の支給割合、
単身赴任手当額及び管理職員特別勤務手当の改正)

(経過措置)

- 2 平成28年1月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額
が同日において受けていた給料月額に達しない場合には、平成30年12月31日までの間、給料月額の
ほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(地域手当の支給割合、単身赴任手当額及び勤勉手当の支給
割合の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(昇格時号給対応表の改正)
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(期末、勤勉手当の加算割合の改正)

(経過措置)

一 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.25年
医療職給料表(三)	主査等	3年	0.75年

二 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.5年
医療職給料表(三)	主査等	3年	1.5年

三 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.75年
医療職給料表(三)	主査等	3年	1.25年

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。(夜間看護等手当額の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 3 第38条第2項中、「100分の77.5」を「100分の82.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(扶養手当額の改正)

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、次の表に定める額を扶養手当として支給する。

区分	支給額
配偶者	10,000円
子	8,000円
父母等	6,500円
配偶者がいない場合の子	10,000円
配偶者がいない場合の父母等	9,000円

別表第1 事務職給料表

事務職									
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	142,746	193,252	229,745	263,214	289,425	320,273	364,730	410,599	461,306
2	143,855	195,067	231,358	265,130	291,643	322,491	367,351	413,018	464,431
3	145,065	196,881	232,871	266,944	293,961	324,809	369,871	415,538	467,455
4	146,174	198,696	234,484	269,061	296,078	327,027	372,492	417,958	470,480
5	147,283	200,309	235,996	270,876	298,095	329,245	374,509	419,873	473,504
6	148,392	202,124	237,709	272,791	300,413	331,261	377,029	422,192	476,528
7	149,501	203,938	239,222	274,707	302,732	333,479	379,348	424,309	479,553
8	150,610	205,753	240,835	276,824	304,950	335,697	381,868	426,527	482,678
9	151,719	207,466	242,246	278,941	307,067	337,814	384,388	428,543	485,400
10	153,130	209,281	243,758	280,957	309,385	340,032	387,110	430,660	488,525
11	154,440	211,096	245,371	283,074	311,603	342,149	389,731	432,777	491,549
12	155,751	212,910	246,782	285,090	313,922	344,366	392,453	434,894	494,674
13	157,061	214,322	248,295	287,106	316,039	346,282	394,872	436,608	497,396
14	158,574	216,136	249,807	289,223	318,156	348,298	397,191	438,422	499,715
15	160,086	217,850	251,117	291,240	320,374	350,415	399,409	440,438	502,033
16	161,699	219,664	252,529	293,256	322,491	352,431	401,828	442,455	504,352
17	163,009	221,378	254,041	295,272	324,608	354,246	403,643	444,370	506,469
18	164,521	223,092	255,754	297,288	326,624	356,262	405,659	446,185	507,880
19	166,034	224,705	257,468	299,405	328,741	358,077	407,574	447,999	509,392
20	167,546	226,318	259,283	301,421	330,757	359,992	409,389	449,713	510,804
21	168,957	227,830	260,896	303,438	332,673	362,008	411,304	451,527	512,013
22	171,679	229,544	262,710	305,555	334,790	363,924	413,119	453,040	513,425
23	174,300	231,157	264,424	307,571	336,806	365,940	414,933	454,451	514,937
24	176,921	232,770	266,138	309,688	338,923	367,855	416,849	455,963	516,449
25	179,643	234,080	268,154	311,502	340,435	369,871	418,663	457,374	517,558
26	181,357	235,592	270,069	313,619	342,350	371,787	420,176	458,685	518,667
27	183,070	237,004	271,884	315,736	344,266	373,803	421,688	459,996	519,877
28	184,784	238,314	273,699	317,753	346,181	375,819	423,301	461,205	521,086
29	186,296	239,625	275,412	319,668	347,895	377,331	424,914	462,213	522,094
30	188,111	240,835	277,328	321,684	349,810	379,146	426,224	462,919	523,002
31	189,926	241,843	279,243	323,801	351,726	380,960	427,535	463,726	523,909
32	191,639	243,052	280,957	325,918	353,540	382,573	428,744	464,431	524,816
33	193,252	244,363	282,671	327,330	355,456	384,388	429,954	465,137	525,623
34	194,764	245,573	284,586	329,346	357,270	385,799	431,265	465,943	526,530
35	196,277	246,782	286,401	331,261	359,085	387,312	432,575	466,649	527,236
36	197,789	248,093	288,316	333,378	360,798	388,924	433,785	467,254	527,740
37	199,099	249,000	289,929	335,294	362,210	390,336	434,995	467,758	528,446
38	200,410	250,412	291,643	337,209	363,520	391,546	435,801	468,363	529,050
39	201,720	251,823	293,457	339,225	364,932	392,755	436,608	468,968	529,857
40	203,031	253,335	295,272	341,141	366,343	393,864	437,414	469,572	530,462
41	204,341	254,746	296,986	343,056	367,654	394,973	438,019	470,077	530,966
42	205,652	256,158	298,700	344,971	368,561	396,183	438,725	470,581	
43	206,962	257,569	300,312	346,786	369,670	397,393	439,430	470,984	
44	208,273	258,880	301,925	348,701	370,779	398,501	440,136	471,286	
45	209,483	260,089	303,639	350,213	371,585	399,207	440,942	471,589	
46	210,793	261,400	305,353	351,625	372,492	399,913	441,749		
47	212,104	262,811	306,966	353,137	373,400	400,618	442,152		
48	213,414	264,122	308,680	354,649	374,307	401,324	442,858		
49	214,523	265,432	309,789	356,262	375,214	401,929	443,362		
50	215,632	266,541	311,301	357,069	376,021	402,534	443,765		
51	216,640	267,852	312,813	358,278	376,827	403,038	444,168		
52	217,749	269,162	314,426	359,286	377,634	403,441	444,572		
53	218,858	270,170	316,039	360,194	378,339	403,844	444,975		
54	219,866	271,279	317,652	361,303	379,045	404,147	445,378		
55	220,773	272,590	319,265	362,210	379,751	404,449	445,781		

別表第1 事務職給料表

事務職									
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
56	221,782	273,900	320,777	363,319	380,456	404,752	446,084		
57	222,386	275,009	322,289	364,226	380,960	405,054	446,386		
58	223,294	276,017	323,499	364,932	381,565	405,357	446,789		
59	224,100	277,025	324,709	365,637	382,170	405,659	447,092		
60	225,007	278,134	325,918	366,343	382,876	405,961	447,394		
61	225,713	279,344	326,624	366,746	383,279	406,264	447,697		
62	226,721	280,352	327,531	367,351	383,985	406,566			
63	227,528	281,259	328,338	368,057	384,590	406,869			
64	228,435	282,268	329,144	368,762	385,195	407,171			
65	229,141	282,973	330,051	369,065	385,598	407,474			
66	229,947	283,880	330,455	369,771	386,203	407,776			
67	230,854	284,586	331,160	370,476	386,807	408,078			
68	231,963	285,493	331,967	371,182	387,412	408,381			
69	232,669	286,502	332,773	371,484	387,816	408,582			
70	233,375	287,308	333,479	372,089	388,320	408,885			
71	233,980	288,114	334,185	372,795	388,824	409,187			
72	234,786	288,921	334,890	373,400	389,429	409,490			
73	235,592	289,727	335,394	373,702	389,731	409,691			
74	236,298	290,231	335,999	374,307	390,134	409,994			
75	237,004	290,635	336,503	375,013	390,537	410,296			
76	237,609	291,139	337,108	375,618	390,941	410,498			
77	238,314	291,240	337,411	376,021	391,243	410,699			
78	239,121	291,643	337,915	376,525	391,546	411,002			
79	239,927	291,844	338,318	377,130	391,848	411,304			
80	240,633	292,248	338,822	377,634	392,150	411,506			
81	241,339	292,449	339,225	378,138	392,352	411,708			
82	242,044	292,651	339,729	378,743	392,654	412,010			
83	242,750	293,054	340,233	379,247	392,957	412,312			
84	243,456	293,357	340,737	379,549	393,159	412,514			
85	244,061	293,659	341,040	379,952	393,360	412,716			
86	244,766	293,961	341,443	380,456	393,663				
87	245,472	294,264	341,947	380,860	393,965				
88	246,178	294,667	342,350	381,263	394,167				
89	246,883	294,970	342,653	381,666	394,368				
90	247,387	295,373	343,056	382,170	394,671				
91	247,790	295,675	343,560	382,573	394,973				
92	248,295	296,078	343,963	382,977	395,175				
93	248,597	296,179	344,165	383,279	395,376				
94		296,381	344,568						
95		296,784	345,072						
96		297,187	345,475						
97		297,389	345,576						
98		297,691	346,080						
99		298,095	346,483						
100		298,498	346,786						
101		298,700	347,088						
102		299,002	347,492						
103		299,405	347,895						
104		299,708	348,298						
105		299,909	348,802						
106		300,212	349,205						
107		300,615	349,609						
108		300,917	350,012						
109		301,119	350,516						

別表第1 事務職給料表

事務職									
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
110		301,522	350,919						
111		301,925	351,222						
112		302,228	351,524						
113		302,329	352,028						
114		302,631							
115		302,934							
116		303,337							
117		303,538							
118		303,740							
119		304,042							
120		304,345							
121		304,748							
122		304,950							
123		305,252							
124		305,555							
125		305,857							

別表第2のア 医療職給料表(1)

医療職(1)				
職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	245,200	330,500	395,500	470,600
2	247,700	333,500	398,400	472,900
3	250,200	336,400	401,300	475,100
4	252,700	339,400	404,100	477,400
5	255,000	342,100	406,800	479,700
6	258,800	345,400	409,500	481,900
7	262,600	348,500	412,300	484,100
8	266,400	351,600	415,000	486,300
9	270,000	354,500	417,500	488,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400
11	278,000	360,500	422,900	492,500
12	282,000	363,700	425,600	494,600
13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800
15	293,700	373,500	432,900	500,900
16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000

別表第2のア 医療職給料表(1)

医療職(1)				
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	
90		482,200		
91		482,800		
92		483,200		
93		483,700		
94		484,300		
95		484,900		
96		485,500		
97		486,000		

別表第2のイ 医療職給料表(2)

医療職(2)							
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	147,686	185,893	221,580	247,891	280,352	328,136	373,299
2	149,097	187,506	223,193	249,303	282,368	330,152	376,021
3	150,509	189,119	224,806	250,512	284,586	332,370	378,642
4	151,920	190,732	226,419	251,924	286,703	334,588	381,364
5	153,130	192,244	227,830	253,133	288,921	336,604	383,783
6	154,944	193,857	229,443	254,343	291,038	338,822	386,505
7	156,658	195,470	230,955	255,553	293,155	340,939	389,126
8	158,372	196,982	232,568	256,662	295,272	343,157	391,848
9	160,086	198,595	233,879	257,972	297,288	345,072	393,965
10	161,800	200,309	235,391	258,980	299,506	347,189	396,284
11	163,513	201,922	236,802	259,988	301,623	349,407	398,501
12	165,328	203,636	238,012	260,997	303,841	351,524	400,719
13	166,840	205,249	239,726	262,307	306,059	353,137	402,836
14	168,755	206,862	241,137	263,819	307,974	355,153	404,852
15	170,772	208,475	242,347	265,432	310,091	357,069	406,869
16	172,687	210,088	243,758	266,944	312,107	359,085	408,986
17	174,602	211,600	244,867	268,457	314,224	361,000	410,800
18	176,518	213,213	246,077	270,271	316,240	363,016	412,816
19	178,332	214,926	247,286	272,086	318,357	365,033	414,732
20	180,248	216,640	248,496	273,900	320,474	367,049	416,849
21	182,163	217,951	249,907	275,715	322,390	368,863	418,663
22	183,675	219,463	250,916	277,529	324,406	370,879	420,276
23	185,187	220,874	251,924	279,344	326,321	372,997	421,889
24	186,700	222,386	253,033	281,058	328,338	375,114	423,402
25	188,313	223,798	254,242	282,872	330,253	376,525	424,914
26	189,825	225,209	255,654	284,788	332,168	378,339	426,224
27	191,337	226,520	257,065	286,703	334,185	380,154	427,535
28	192,748	227,830	258,577	288,518	336,201	381,868	428,845
29	194,260	229,241	259,988	290,534	337,713	383,682	430,156
30	195,571	230,653	261,702	292,349	339,528	385,195	431,365
31	196,881	232,165	263,416	294,163	341,241	386,807	432,575
32	198,192	233,576	265,029	296,078	343,056	388,521	433,684
33	199,603	234,887	266,541	297,792	344,770	389,832	434,894
34	201,015	236,197	268,356	299,506	346,584	391,142	436,104
35	202,426	237,205	270,069	301,321	348,500	392,453	437,313
36	203,837	238,516	271,783	303,135	350,314	393,663	438,523
37	204,946	239,927	273,295	304,647	352,129	394,771	439,834
38	206,257	241,238	275,009	306,361	353,843	395,981	440,640
39	207,567	242,347	276,723	307,974	355,456	397,090	441,043
40	208,878	243,657	278,336	309,587	357,169	398,199	441,749
41	210,088	244,968	280,050	311,402	358,379	399,005	442,253
42	211,297	246,178	281,663	313,115	359,488	399,812	442,656
43	212,507	247,387	283,376	314,728	360,698	400,618	443,059
44	213,717	248,496	285,090	316,442	361,907	401,425	443,463
45	214,926	249,605	286,602	317,551	363,117	401,828	443,866
46	216,035	251,016	288,316	318,962	363,924	402,433	444,269
47	217,043	252,529	290,030	320,474	365,133	402,937	444,672
48	218,152	253,940	291,643	322,087	366,242	403,340	444,975
49	219,160	255,553	293,054	323,499	367,250	403,744	445,277
50	220,169	256,964	294,667	324,809	368,258	404,046	445,681
51	221,076	258,376	296,078	326,019	369,267	404,348	445,983
52	222,084	259,686	297,691	327,330	370,275	404,651	446,285
53	222,689	260,795	299,103	328,438	371,081	404,953	446,588
54	223,596	262,206	300,615	329,447	371,888	405,256	
55	224,302	263,618	302,026	330,555	372,795	405,558	
56	225,310	264,928	303,538	331,564	373,702	405,861	

別表第2のイ 医療職給料表(2)

医療職(2)							
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
57	226,016	265,936	304,748	332,068	374,206	406,163	
58	226,923	267,247	305,958	332,975	375,013	406,465	
59	227,628	268,557	307,168	333,781	375,819	406,768	
60	228,435	269,868	308,579	334,689	376,626	407,171	
61	229,342	270,775	309,889	335,495	377,029	407,373	
62	230,149	271,985	311,099	335,798	377,735	407,675	
63	231,056	273,295	312,410	336,402	378,440	407,978	
64	232,165	274,606	313,619	337,108	379,146	408,280	
65	232,770	275,614	315,031	337,713	379,549	408,482	
66	233,576	276,723	315,837	338,419	380,154		
67	234,383	277,731	316,644	339,124	380,860		
68	235,189	278,840	317,450	339,830	381,465		
69	235,895	279,949	318,055	340,536	381,868		
70	236,601	280,957	318,761	341,040	382,372		
71	237,306	282,066	319,466	341,645	382,876		
72	237,911	283,175	320,071	342,249	383,380		
73	238,617	283,981	320,777	342,552	383,985		
74	239,423	284,687	320,979	343,157	384,489		
75	240,230	285,191	321,583	343,661	385,094		
76	240,935	285,997	322,188	344,266	385,699		
77	241,540	286,804	322,793	344,770	386,203		
78	242,145	287,409	323,297	345,274	386,707		
79	242,750	288,014	323,801	345,778	387,211		
80	243,355	288,619	324,305	346,181	387,715		
81	243,657	289,324	324,910	346,483	388,017		
82	244,061	289,828	325,414	346,786	388,521		
83	244,464	290,231	325,817	347,189	388,924		
84	244,867	290,635	326,321	347,492	389,328		
85	245,270	290,836	326,826	347,996	389,731		
86		291,038	327,229	348,298			
87		291,240	327,430	348,600			
88		291,441	327,834	348,903			
89		291,844	328,237	349,306			
90		292,046	328,640	349,609			
91		292,248	329,043	350,012			
92		292,449	329,447	350,314			
93		292,853	329,749	350,717			
94		293,054	329,951	351,020			
95		293,256	330,354	351,322			
96		293,558	330,656	351,625			
97		293,961	330,858	351,927			
98		294,264	331,160	352,330			
99		294,466	331,463	352,734			
100		294,768	331,765	353,137			
101		295,070	331,967	353,641			
102		295,272	332,269	354,044			
103		295,474	332,673	354,447			
104		295,776	332,874	354,851			
105		296,078	332,975	355,355			
106			333,277				
107			333,681				
108			333,882				
109			334,084				
110			334,487				
111			334,890				

別表第2のイ 医療職給料表(2)

医療職(2)							
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
112			335,294				
113			335,495				

別表第2のウ 医療職給料表(3)

医療職(3)					
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	161,396	189,119	237,911	260,997	286,401
2	162,808	191,236	239,726	262,005	288,215
3	164,320	193,353	241,540	262,912	290,030
4	165,731	195,369	243,355	264,021	291,945
5	167,243	197,486	244,766	264,827	293,760
6	168,755	199,805	246,077	265,835	295,574
7	170,268	202,124	247,286	266,642	297,490
8	171,780	204,442	248,597	267,650	299,304
9	173,090	206,862	249,706	268,759	301,220
10	174,804	208,273	250,815	269,565	303,135
11	176,417	209,684	251,722	270,674	304,950
12	178,030	211,096	252,629	271,884	306,865
13	179,542	212,507	253,940	273,195	308,579
14	181,558	214,019	255,049	274,505	310,192
15	183,575	215,531	255,855	275,715	312,006
16	185,591	216,741	256,863	277,227	313,821
17	187,809	218,152	257,670	278,538	315,636
18	189,926	219,664	258,577	279,949	317,249
19	192,043	221,177	259,585	281,159	318,962
20	194,160	222,689	260,493	282,570	320,676
21	196,277	224,100	261,400	284,183	322,188
22	198,494	225,814	262,408	285,796	323,700
23	200,712	227,528	263,315	287,308	325,313
24	202,930	229,241	264,323	288,719	326,826
25	204,946	230,653	265,533	290,030	328,438
26	206,257	232,367	266,844	291,844	329,850
27	207,567	234,080	268,053	293,659	331,362
28	208,878	235,794	269,364	295,373	332,975
29	210,088	237,407	270,574	296,986	334,285
30	211,297	238,818	272,086	298,599	335,798
31	212,608	240,129	273,699	300,212	337,209
32	213,818	241,238	275,110	301,925	338,721
33	215,128	242,548	276,723	303,337	340,334
34	216,439	243,657	278,235	304,849	341,846
35	217,749	244,565	279,546	306,462	343,459
36	219,060	245,673	280,856	308,075	344,971
37	220,471	246,782	282,469	309,587	346,685
38	221,882	247,891	283,880	310,998	348,298
39	223,193	248,799	285,393	312,511	349,810
40	224,604	249,907	286,804	314,123	351,423
41	225,612	250,613	288,417	315,736	352,633
42	227,024	251,520	289,929	317,148	354,145
43	228,435	252,428	291,441	318,559	355,657
44	229,846	253,335	293,054	320,071	357,069
45	231,056	254,142	294,365	321,079	358,681
46	232,467	255,150	295,776	322,491	359,690
47	233,778	256,057	297,288	323,902	361,202
48	235,088	257,065	298,800	325,414	362,512
49	236,197	258,073	300,111	326,523	363,924
50	237,306	259,283	301,421	327,934	365,335
51	238,314	260,493	302,732	329,245	366,645
52	239,423	261,702	304,143	330,555	368,057
53	240,532	262,811	305,655	331,967	369,569
54	241,641	264,323	306,966	333,378	370,779
55	242,649	265,735	308,377	334,790	371,888
56	243,657	267,146	309,789	336,100	373,097
57	244,565	268,759	310,797	337,007	374,206

別表第2のウ 医療職給料表(3)

医療職(3)					
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
58	245,573	270,372	312,006	338,318	375,114
59	246,278	271,884	313,216	339,528	376,122
60	247,286	273,396	314,628	340,838	377,130
61	248,194	274,808	315,736	341,947	377,735
62	249,202	276,320	317,047	342,854	378,541
63	250,008	277,832	318,357	344,064	379,348
64	251,016	279,142	319,567	345,375	380,154
65	251,924	280,755	320,878	346,483	380,860
66	252,932	282,268	322,188	347,693	381,565
67	254,041	283,780	323,499	348,903	382,372
68	254,948	285,292	324,809	350,012	383,078
69	255,754	286,401	325,515	351,020	383,682
70	256,863	287,913	326,624	352,028	384,287
71	257,972	289,425	327,733	353,137	384,993
72	259,182	290,836	328,640	354,246	385,598
73	260,593	292,046	329,951	355,052	386,303
74	261,904	293,457	330,656	356,161	386,807
75	263,214	294,768	331,765	357,270	387,412
76	264,424	296,078	332,975	358,379	387,916
77	265,432	297,591	334,084	359,085	388,320
78	266,541	298,901	335,294	359,891	388,924
79	267,852	300,111	336,402	360,698	389,429
80	269,061	301,421	337,612	361,403	389,731
81	270,170	302,127	338,721	362,008	390,033
82	271,178	303,337	339,830	362,512	390,537
83	272,287	304,446	340,838	363,117	390,941
84	273,396	305,655	341,947	363,621	391,243
85	274,203	306,764	342,854	364,226	391,546
86	275,110	307,974	343,862	364,730	392,050
87	276,219	309,184	344,770	365,335	392,554
88	277,328	310,293	345,778	365,839	392,957
89	278,336	311,603	346,786	366,242	393,259
90	279,243	312,813	347,592	366,645	393,663
91	280,150	314,023	348,399	367,250	394,167
92	281,159	315,232	349,205	367,754	394,570
93	282,167	316,039	349,810	368,057	394,973
94	283,175	316,745	350,415	368,561	
95	284,082	317,450	351,121	368,964	
96	285,090	318,055	351,726	369,267	
97	285,897	318,761	352,129	369,871	
98	286,703	319,063	352,532	370,375	
99	287,308	319,668	353,036	370,879	
100	288,215	320,374	353,439	371,384	
101	289,022	320,777	353,943	371,988	
102	289,828	321,382	354,347	372,492	
103	290,635	321,987	354,851	372,997	
104	291,441	322,592	355,254	373,400	
105	292,147	322,995	355,556	374,005	
106	292,651	323,499	356,060	374,509	
107	293,155	324,003	356,464	375,013	
108	293,659	324,507	356,766	375,517	
109	293,861	324,910	357,270	376,122	
110	294,163	325,313	357,774	376,525	
111	294,365	325,616	358,278	377,029	
112	294,768	325,918	358,782	377,533	
113	295,070	326,321	359,286	378,138	
114	295,272	326,725	359,790		

別表第2のウ 医療職給料表(3)

医療職(3)					
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
115	295,675	327,128	360,294		
116	295,978	327,430	360,698		
117	296,280	327,632	361,101		
118	296,583	327,934	361,504		
119	296,885	328,338	362,008		
120	297,288	328,539	362,512		
121	297,591	328,741	362,916		
122	297,994	329,043	363,420		
123	298,296	329,346	363,924		
124	298,700	329,648	364,428		
125	298,901	329,850	364,730		
126	299,103	330,152			
127	299,405	330,555			
128	299,808	330,757			
129	300,010	330,858			
130	300,312	331,160			
131	300,716	331,564			
132	301,119	331,765			
133	301,321	332,068			
134	301,623	332,471			
135	302,026	332,874			
136	302,329	333,277			
137	302,530	333,580			
138	302,833	333,983			
139	303,236	334,386			
140	303,538	334,790			
141	303,740	335,092			
142	304,143	335,495			
143	304,547	335,798			
144	304,849	336,201			
145	304,950	336,503			
146	305,252	336,907			
147	305,555	337,310			
148	305,958	337,713			
149	306,159	338,015			
150	306,361	338,419			
151	306,664	338,822			
152	306,966	339,225			
153	307,369	339,528			
154	307,571				
155	307,772				
156	308,075				
157	308,377				
158	308,680				
159	308,982				
160	309,285				
161	309,688				
162	309,990				
163	310,293				
164	310,595				
165	310,998				
166	311,301				
167	311,603				
168	311,906				
169	312,309				

別表第3 技能職給料表

技能職					
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	128,935	180,651	202,527	250,210	279,747
2	129,843	182,163	203,938	251,420	281,663
3	130,851	183,675	205,349	252,529	283,477
4	131,758	185,187	206,660	253,738	285,292
5	132,766	186,498	207,971	254,646	287,106
6	133,774	188,010	209,382	255,956	288,921
7	134,782	189,421	210,793	257,065	290,635
8	135,791	190,833	212,205	258,275	292,449
9	136,597	192,244	213,616	259,384	294,163
10	137,605	193,454	215,229	260,493	295,978
11	138,613	194,764	216,842	261,702	297,691
12	139,722	195,873	218,253	262,912	299,506
13	140,529	197,083	219,564	263,920	301,018
14	141,537	198,192	221,076	265,029	302,732
15	142,545	199,301	222,588	266,037	304,345
16	143,553	200,410	223,899	267,045	305,857
17	144,662	201,519	224,907	268,154	307,470
18	145,672	202,628	225,713	269,364	309,083
19	147,081	203,636	226,620	270,473	310,797
20	148,291	204,644	227,628	271,380	312,511
21	149,400	205,652	228,536	272,388	313,720
22	150,610	206,761	230,048	273,497	315,132
23	151,819	207,870	231,358	274,606	316,543
24	153,029	208,878	232,467	275,614	318,055
25	154,239	209,785	233,980	276,622	319,366
26	155,751	210,692	235,290	277,731	320,878
27	157,263	211,398	236,601	278,840	322,289
28	158,775	212,305	237,911	279,949	323,700
29	160,187	213,213	239,020	280,856	325,313
30	161,699	214,422	240,230	281,965	326,523
31	163,211	215,430	241,540	282,973	327,834
32	164,723	216,338	242,750	283,981	329,043
33	166,235	217,043	243,859	284,889	330,152
34	168,050	218,253	245,169	285,796	331,060
35	169,864	219,362	246,278	286,804	332,168
36	171,679	220,572	247,488	287,913	333,277
37	173,494	221,378	248,799	288,619	334,386
38	175,207	222,588	250,008	289,526	335,495
39	176,921	223,798	251,319	290,433	336,503
40	178,635	224,907	252,629	291,340	337,511
41	180,248	225,814	253,637	292,147	338,519
42	181,659	227,024	254,948	293,155	339,528
43	183,070	228,032	256,057	294,163	340,536
44	184,482	229,141	257,367	295,070	341,544
45	185,994	230,250	258,275	295,776	342,451
46	187,405	231,358	259,384	296,683	343,459
47	188,817	232,467	260,593	297,591	344,467
48	190,228	233,475	261,601	298,498	345,475
49	191,539	234,484	262,811	299,204	346,383
50	192,748	235,592	264,021	299,808	347,290
51	193,857	236,701	265,231	300,514	348,197
52	195,067	237,911	266,138	301,321	349,004
53	196,176	239,020	267,247	301,925	349,810
54	197,285	240,028	268,356	302,732	350,617
55	198,394	240,935	269,565	303,438	351,423

別表第3 技能職給料表

技能職					
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
56	199,502	241,742	270,775	304,143	352,129
57	200,611	242,750	271,682	304,849	352,835
58	201,620	243,758	272,691	305,555	353,641
59	202,628	244,766	273,799	306,361	354,447
60	203,636	245,673	274,808	307,067	355,153
61	204,745	246,682	275,916	307,672	355,859
62	205,652	247,589	277,025	308,377	356,564
63	206,559	248,496	277,933	309,083	357,270
64	207,466	249,403	279,042	309,789	357,976
65	208,172	250,210	279,949	310,293	358,581
66	208,979	251,016	280,755	310,797	359,085
67	209,684	251,823	281,562	311,402	359,589
68	210,491	252,529	282,368	312,006	360,093
69	210,894	253,335	283,175	312,611	360,496
70	211,499	253,940	283,981	313,015	
71	211,801	254,444	284,788	313,519	
72	212,406	254,948	285,493	314,023	
73	212,709	255,150	286,300	314,325	
74	213,313	255,553	287,006	314,829	
75	213,818	256,057	287,812	315,333	
76	214,624	256,561	288,619	315,736	
77	214,826	257,065	289,223	315,938	
78	215,531	257,468	289,727	316,240	
79	216,035	257,972	290,231	316,543	
80	216,640	258,476	290,635	316,845	
81	217,346	258,779	291,038	317,148	
82	217,850	259,081	291,441	317,450	
83	218,455	259,384	291,945	317,753	
84	219,160	259,686	292,449	318,055	
85	219,765	259,888	292,853	318,257	
86	220,370	260,089	293,457	318,660	
87	220,874	260,392	294,062	318,962	
88	221,580	260,694	294,667	319,164	
89	222,084	260,896	294,970	319,366	
90	222,689	261,097	295,474	319,668	
91	223,294	261,501	295,978	319,970	
92	223,798	261,702	296,381	320,273	
93	224,201	262,005	296,784	320,474	
94	224,705	262,408	297,288	320,777	
95	225,209	262,710	297,792	321,079	
96	225,713	263,013	298,296	321,281	
97	226,318	263,214	298,599	321,483	
98	226,822	263,517	299,002	321,785	
99	227,326	263,718	299,506	322,087	
100	227,830	264,021	300,010	322,289	
101	228,233	264,323	300,413	322,491	
102	228,737	264,525	300,817		
103	229,342	264,827	301,119		
104	229,947	265,130	301,421		
105	230,350	265,331	301,724		
106	230,854	265,533	302,127		
107	231,358	265,835	302,530		
108	231,762	266,037	302,934		
109	231,963	266,340	303,236		

別表第3 技能職給料表

技能職					
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
110	232,367	266,642	303,639		
111	232,871	266,944	304,042		
112	233,375	267,146	304,345		
113	233,677	267,348	304,547		
114	234,181	267,650	304,849		
115	234,685	267,852	305,151		
116	235,189	268,053	305,353		
117	235,492	268,356	305,555		
118	235,895	268,658	305,857		
119	236,298	268,961	306,159		
120	236,701	269,263	306,361		
121	237,105	269,364	306,563		
122		269,666	306,865		
123		269,969	307,168		
124		270,271	307,369		
125		270,372	307,571		
126		270,674	307,873		
127		270,977	308,176		
128		271,279	308,377		
129		271,380	308,579		
130		271,682	308,881		
131		271,985	309,184		
132		272,287	309,385		
133		272,388	309,587		
134		272,691			
135		272,993			
136		273,295			
137		273,396			

別表第4 級別標準職務表

(1) 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主任の職務 2 主査の職務
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う副主幹の職務
6級	1 困難な業務を行う主幹 2 本部課長の職務 3 本部次長の職務 4 事務部長

(2) 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務 2 科長の職務 3 部長の職務
3級	1 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う科長、部長の職務 2 センター長、副センター長の職務
4級	1 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

(3) 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 言語聴覚士の職務 6 歯科技工士

2 級	1 薬剤師の職務 2 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う薬剤師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 副主幹の職務 2 科長補佐の職務 3 主幹の職務 4 特に困難な業務を行う主査の職務

(4) 医療職給料表(3)級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師の職務 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う看護師の職務 4 特に困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 看護部長、看護部次長、看護師長、 1 副主幹の職務 2 特に困難な業務を行う主任の職務 3 4 級に掲げる職務で特に高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務 4 総看護部長、副総看護部長の職務

(5) 技能職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5 級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第5 級別資格基準表

(1) 事務職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2
0			6	10	14	16	
高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2	
		0	8	12	16	18	
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(2) 医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師 歯科医師	大学6卒		4
		0	4

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(3) 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師 栄養士 衛生検査技師	大学卒			5	3	2
			0	5	8	10
	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
診療放射線技師	大学卒			5	3	2
			0	5	8	10
臨床検査技師 理学療法士	短大3卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11

作業療法士 言語聴覚士						
歯科衛生士	短大卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
	高校専 攻科卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
その他	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中学卒		5	5	3	2
		4	10	15	18	20

備考 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(4) 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	学歴免許 等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
看護師	大学卒			5	5	2
			0	5	10	12
	短大卒			7	5	2
			0	7	12	14
准看護師	准看護師		7	7	8	
	養成所卒	0	7	14	22	

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧保健婦助産婦看護婦法」という。)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

よる。

(5) 技能職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
高校卒		5	3	6	2
	0	5	8	14	16

別表第6 初任給基準表

(1) 事務職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 25 号 給
	短大卒業程度		1 級 15 号 給
	高校卒業程度		1 級 5 号 給
そ の 他		高 校 卒	1 級 1 号 給

(2) 医療職給料表(1) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	2 級 9 号 給
	大 学 6 卒	1 級 13 号 給

(3) 医療職給料表(2) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 15 号 給
	大 学 4 卒	2 級 1 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 卒	1 級 11 号 給
診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 卒	1 級 11 号 給

(4) 医療職給料表(3) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
看 護 師	大 学 卒	2 級 11 号 給
	短 大 3 卒	2 級 5 号 給
	短 大 2 卒	2 級 1 号 給
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号 給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当したもので、

看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

(5) 技能職給料表初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
高 校 卒	1 級 17 号 給

別表第7 学歴免許等資格区分表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校又は特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、旧保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第8 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程 修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程 修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻 科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3年	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻 科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第9 昇格時号給対応表
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	

別表第9 昇格時号給対応表

(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		
77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	38	51	52	69	51	33		
83	39	51	52	69	51	34		
84	40	51	52	69	51	34		
85	41	52	53	69	51	35		
86	41	52	53	70	51			
87	42	52	53	70	51			
88	42	52	53	70	51			
89	43	53	54	71	52			
90	43	53	54	72	52			
91	44	53	54	73	52			
92	44	53	54	74	52			
93	45	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						

別表第9 昇格時号給対応表
(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25
50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37
62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

(3) 医療職給料表(2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27

(3) 医療職給料表(2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
58	34	42	46	38	37	27
59	35	43	47	39	37	27
60	36	44	48	40	38	27
61	37	45	49	41	38	27
62	37	46	50	41	38	27
63	38	47	51	41	39	28
64	38	48	52	42	39	28
65	39	49	53	42	39	28
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	
74	43	55	61	45	42	
75	44	56	62	45	42	
76	44	56	62	45	42	
77	45	57	63	46	42	
78	45	57	63	46	43	
79	46	58	64	46	43	
80	46	58	64	46	43	
81	47	59	65	47	43	
82	47	59	65	47	44	
83	48	60	66	47	44	
84	48	60	66	47	44	
85	49	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	68	
98	77	74	85	68	
99	78	75	86	69	
100	78	76	86	69	
101	79	77	87	69	
102	79	78	87	69	
103	80	79	88	70	
104	80	80	88	70	
105	81	81	89	70	
106	81	81	90	70	
107	81	81	91	71	
108	82	82	92	71	
109	82	82	92	71	
110	82	82	92	71	
111	83	83	93	72	
112	83	83	93	72	
113	83	83	93	73	
114	84	84	94		
115	84	84	94		
116	84	84	94		
117	85	85	95		

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
118	85	85	95		
119	85	85	95		
120	85	86	96		
121	86	86	96		
122	86	86	96		
123	86	87	97		
124	86	87	97		
125	87	87	97		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	91			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	92			
142	92	92			
143	92	93			
144	92	93			
145	93	93			
146	93	93			
147	93	94			
148	93	94			
149	94	94			
150	94	94			
151	94	95			
152	94	95			
153	95	95			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	29
60	24	48	32	30
61	25	49	33	30
62	26	49	34	30
63	27	50	35	31
64	28	50	36	31
65	29	51	37	31
66	30	51	38	32
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	58	51	36
80	44	58	52	36
81	45	59	53	37
82	45	59	54	37
83	46	60	55	37
84	46	60	56	37
85	47	61	57	37
86	47	61	58	37
87	48	61	59	37
88	48	61	60	38
89	49	62	61	38
90	49	62	61	38
91	50	62	62	38
92	50	62	62	38
93	51	63	63	38
94	51	63	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	64	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	57	66	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	58	66	72	
109	58	67	73	
110	58	67	73	
111	59	67	74	
112	59	67	74	
113	59	68	75	

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
114	60	68	75	
115	60	68	76	
116	60	68	76	
117	61	69	76	
118	61	69	76	
119	62	69	76	
120	62	69	76	
121	63	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	76	
126		70	76	
127		70	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		71	76	
132		71	76	
133		71	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示

別表第10

給料の調整に係る適用区分表

勤務箇所	職 員		調整数
医療療育センター	1	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及保育士で常時児童と起居を共にする職員	3
	2	診療放射線技師	
医療療育センター	3	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び保育士（児童福祉法に定める知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設に従事することを本務とする職員を除く。）で1に掲げる者以外の者	2
	4	看護師及び准看護師で常時児童と起居を共にする職員	
	5	病理細菌技術者（臨床検査技師）	
医療療育センター	6	看護師及び准看護師で4に掲げる者以外の者	1
	7	心理判定指導員	
	8	社会福祉士	
	9	保育士で1及び3に掲げる者以外の者	

別表第10の2

調整基本額表

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円

2 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,600円

3 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円

4 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円

5 技能職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

別表第1 1 管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分	
センター	センター長	二種	
	副センター長	三種	
	部長（事務部を除く） 科長（診療部） 医長	四種	
	上席専門員 看護部長 保育・育成科の科長	五種	
	看護部次長	六種	
	看護師長 地域療育専門官	七種	
	経営統括本部	次長	三種

別表第1 1 の2 管理職手当の支給額

1 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
7 級	三種	70,800円
6 級	三種	66,500円
	四種	58,200円
	五種	49,900円
	六種	41,600円
	七種	33,200円
5 級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4 級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円

2 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当の額
4 級	一種	137,700円
	二種	110,100円
	三種	99,100円
3 級	二種	102,800円

	三種	92,500円
	四種	82,200円
2級	四種	76,400円

3 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	三級	78,800円
6級	四種	66,500円
5級	四種	62,800円
	五種	55,000円
	六種	47,100円
	七種	39,300円
4級	五種	41,800円

4 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当の額
6級	四種	69,300円
5級	五種	55,300円
	六種	47,400円
	七種	39,500円

別表第12 初任給調整手当

期間の区分	支給額
	円
1年未満	308,000
1年以上2年未満	308,000
2年以上3年未満	308,000
3年以上4年未満	308,000
4年以上5年未満	308,000
5年以上6年未満	308,000
6年以上7年未満	308,000
7年以上8年未満	308,000
8年以上9年未満	308,000
9年以上10年未満	308,000
10年以上11年未満	308,000
11年以上12年未満	308,000
12年以上13年未満	308,000
13年以上14年未満	308,000
14年以上15年未満	308,000
15年以上16年未満	308,000
16年以上17年未満	304,700
17年以上18年未満	301,400
18年以上19年未満	298,100
19年以上20年未満	294,800
20年以上21年未満	291,500
21年以上22年未満	277,700
22年以上23年未満	263,700
23年以上24年未満	250,200
24年以上25年未満	236,300
25年以上26年未満	222,600
26年以上27年未満	205,000
27年以上28年未満	187,900
28年以上29年未満	170,600
29年以上30年未満	153,000
30年以上31年未満	135,000

31年以上32年未満	116,700
32年以上33年未満	98,800
33年以上34年未満	72,800
34年以上35年未満	48,500
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

別表第13

自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	通勤手当の月額	
	自動車(自動二輪車を除く。)	自動車(自動二輪車を除く。) 以外の交通の用具
4キロメートル未満	円 2,000	円 2,000
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,100	3,100
6キロメートル以上8キロメートル未満	4,300	4,200
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,500	5,500
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,800	6,800
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,000	8,000
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,100	9,100
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,100	10,100
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,100	11,100
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,000	12,000
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,100	
24キロメートル以上26キロメートル未満	14,300	14,300
26キロメートル以上28キロメートル未満	15,400	
28キロメートル以上30キロメートル未満	16,600	16,600
30キロメートル以上32キロメートル未満	17,700	
32キロメートル以上34キロメートル未満	18,900	
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,000	20,000
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,100	
38キロメートル以上40キロメートル未満	22,300	

40キロメートル以上42キロメートル未満	23,400	23,400
42キロメートル以上44キロメートル未満	24,600	
44キロメートル以上46キロメートル未満	25,700	
46キロメートル以上48キロメートル未満	26,800	
48キロメートル以上50キロメートル未満	28,000	
50キロメートル以上52キロメートル未満	29,100	
52キロメートル以上54キロメートル未満	30,300	
54キロメートル以上56キロメートル未満	31,400	
56キロメートル以上58キロメートル未満	32,600	
58キロメートル以上60キロメートル未満	33,700	
60キロメートル以上62キロメートル未満	34,800	
62キロメートル以上64キロメートル未満	36,000	
64キロメートル以上66キロメートル未満	37,100	
66キロメートル以上68キロメートル未満	38,300	
68キロメートル以上70キロメートル未満	39,400	
70キロメートル以上72キロメートル未満	40,600	
72キロメートル以上74キロメートル未満	41,700	
74キロメートル以上76キロメートル未満	42,800	
76キロメートル以上78キロメートル未満	44,000	
78キロメートル以上80キロメートル未満	45,100	
80キロメートル以上82キロメートル未満	46,300	

82キロメートル以上84キロメートル未満	47,400	
84キロメートル以上86キロメートル未満	48,600	
86キロメートル以上88キロメートル未満	49,700	
88キロメートル以上90キロメートル未満	50,800	
90キロメートル以上	51,400	

別表第14 加算を受ける職員及び加算割合

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
医療職給料表(1)	職務の級4級及び3級の職員	100分の15
	職務の級2級の職員	100分の10
	職務の級1級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
技能職給料表	職務の級6級の職員で理事長の定める職員	100分の10
	職務の級5級の職員で理事長の定める職員	100分の5

別表第15 勤勉手当期間率表

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0